

## 新型コロナウイルス関連情報（第10報：コロラド州における自宅待機推奨令）

### 【ポイント】

- 4月26日、コロラド州知事は、同州において延長されていた自宅待機命令が失効後も、27日から30日間自宅待機を推奨する（Safer at Home）命令を公表しました。
- 自宅待機推奨令の有効期間中、社会的・経済的緩和措置が段階的に実施されます。但し、地方自治体により制限の強い措置をとることは妨げられません（注 例えば、デンバー市は5月8日まで自宅待機令を延長しました。）。
- 在留邦人の皆様におかれましては、お住まいの地域の関係当局からの指示・命令に従って行動し、最新情報の入手に努めてください。

### 【本文】

1 4月26日、新型コロナウイルス感染の拡大を抑制・防止するため、コロラド州知事は自宅待機命令失効後も4月27日から暫定的に30日間（5月26日まで）自宅待機を推奨する（Safer at Home）命令を公表しました。

住民はできるかぎり自宅待機を継続し、高齢者等身体的弱者の人たちは真に外出が必要な場合以外は外出を控え、すべての住民は公共の場ではマスクを着用するよう義務付けられています。

また、社会的距離（Social Distance）を保持し、娯楽のための外出は自宅から10マイル以内、公共の場や商業施設等における会合は10人未満とし、同州の幼稚園から高校は、今年（2019—2020）度は年度末まで閉校することが規定されています。

2 自宅待機推奨令の期間中、段階的に以下の社会的・経済的緩和措置が実施されます。

（1）4月27日から

小売業は店舗外での供給（Curbside Delivery）が許可される。不動産業は物件案内を再開してよい。自主的または指定された医療・歯科・獣医に関する手術・治療は、安全上の必要な手続きに従うことを条件に再開が可能である。

（2）5月1日から

小売業は最善の予防策を実施していることを条件に段階的に公共の場での営業が許可される。自営業は最善の予防策を実施していることを条件に営業が再開される。

（3）5月7日から

会社オフィスは、従業員の健康及び安全を確保するための最善の予防策を実施することを条件に、50%以下の出勤率を維持して再開される。可能なかぎりテレワークを実施する。

育児・保育施設は、自宅待機推奨令の要件に従っていることを条件に営業延長または再開が許可される。

3 在留邦人の皆様におかれましては、引き続き、お住まいの地域の関係当局からの指示・命令に従って行動してください。自宅待機推奨令が発令されている間は、不要不急の外出はできるかぎり差し控えていただくとともに、新型コロナウイルスに関連する最新情報の入手に努めてください。

[当地における新型コロナウイルス関連情報]

◎米国疾病予防管理センター（CDC）

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

◎コロラド州

<https://covid19.colorado.gov/>

◎ユタ州

<https://coronavirus.utah.gov/>

◎ニューメキシコ州

<https://cv.nmhealth.org/>

◎ワイオミング州

<https://health.wyo.gov/publichealth/infectious-disease-epidemiology-unit/disease/novel-coronavirus/>

=====

在デンバー日本国総領事館 領事部

Consulate-General of Japan in Denver

1225 17th Street, Suite 3000

Denver, CO 80202

TEL: 303-534-1151

FAX: 303-534-33939

E-mail: cgjd-consular@de.mofa.go.jp

Website: <http://www.denver.us.emb-japan.go.jp>